

## 「静岡県社会インフラ長寿命化計画（橋梁及び大型構造物）」改定業務委託 特記仕様書

### 1 業務目的

本業務では、「橋梁長寿命化計画（橋梁ガイドライン及び橋梁中長期管理計画）」及び「大型構造物長寿命化計画（大型構造物ガイドライン及び大型構造物中長期管理計画）」について、現行の長寿命化計画の評価や近年の維持管理に関する知見、点検・修繕における新技術の活用状況等を踏まえ、各長寿命化計画の改定を行う。

### 2 対象施設

○橋梁：3,299 施設

○大型構造物

横断歩道橋：157 施設、シェッド：9 施設、門型標識：38 施設、大型カルバート：20 施設

### 3 業務概要

#### （1）管理計画及びガイドライン等の改定

##### 1）基礎資料の収集・整理

###### 【橋梁】

別途業務により整理する健全度や修繕履歴などのデータや劣化進行状況の分析結果に加え、近年の維持管理に関する知見や新技術の活用状況等について、資料の収集・整理を行う。

###### 【大型構造物】

過去の点検結果や修繕履歴に加え、近年の維持管理に関する知見や新技術の活用状況等について、資料の収集・整理を行う。

##### 2）劣化予測の検証【大型構造物】

1）で収集した情報を基に劣化予測の検証を行う。

※「橋梁」の劣化予測の検証については、別途発注業務「令和6年度〔第36-D7259-01号〕県管理道路静岡県中長期管理計画等改定検討業務委託」により実施

##### 3）対策シナリオの見直し【橋梁、大型構造物】

1）、2）の整理結果から、対策工法選定手法や経済性評価手法等の対策シナリオについて見直しを行う。

##### 4）対策優先度の見直し【橋梁、大型構造物】

本県では、今後、本格的な予防保全型管理を進める。そのため、1）の結果を分析し、健全性の診断区分Ⅱの内、優先的に対応すべき施設・部材を抽出する。また、道路ネットワークの位置付け等も踏まえた総合的な判断により対策を進めるため、交通量や緊急輸送路などの利用条件をより優先順位に反映できるよう「優先度」の設定条件を見直す。

##### 5）新技術・新材料の活用促進【橋梁、大型構造物】

点検や補修における新技術・新材料について、従来技術・工法の目的（効果や精度、基準等）を満足しているか検証を行った上で、活用の適否（導入環境やコスト等）を検討する。

## 6) 長寿命化計画の改定【橋梁、大型構造物】

1)～5)の検討結果を踏まえ、下記資料を改定する。

橋梁 : ガイドライン及び管理計画、橋梁補修マニュアル

大型構造物 : ガイドライン及び管理計画

### (2) 点検に併せた長寿命化対策の検討【橋梁、大型構造物】

「長寿命化の取組」について、これまで実施してきた排水柵の土砂詰まりの除去等（橋梁の例）に加え、点検時に小規模修繕として実施可能な長寿命化対策を検討する。

### (3) データ利活用の検討【橋梁、大型構造物】

今後も増加する維持管理データの効率的な保管管理方法に加え、取得データの活用による既存業務の合理化を推進するため、新たなデータプラットフォームの構築を検討する。

### (4) 静岡県社会インフラ長寿命化計画（橋梁及び大型構造物）改定委員会運営補助、資料の作成

「静岡県社会インフラ長寿命化計画（橋梁及び大型構造物）改定委員会」の開催にあたり、委員への事前説明補助、委員会の運営補助、説明資料及び準備段階で必要となる資料を作成する。

開催予定（3回）：令和7年2月、令和7年7月、令和7年12月

### (5) 打合せ協議

打合せは、業務着手時、中間6回、成果品納入時の計8回を標準とする。

### (6) 照査

基本条件を設定した段階、細部条件を決定した段階、成果品の仕上げ段階において照査を実施する。

### (7) 報告書作成

本業務で実施した内容を記載した業務報告書を作成する。

#### 4 貸与資料

本業務の実施にあたり、以下の資料を貸与する。

- ・平成 25 年度 [第 25-D8144-01 号] 「静岡県橋梁中長期管理計画」更新業務委託（製本及び電子データ）
- ・平成 27 年度 [第 27-D8130-01 号] 土木施設長寿命化計画橋梁ガイドライン改訂業務委託（製本及び電子データ）
- ・平成 29 年度 [第 29-I5038-01 号] 土木施設長寿命化計画大型構造物ガイドライン策定業務委託（製本及び電子データ）
- ・平成 30 年度 [第 30-D8116-01 号] 静岡県橋梁関連システム改良業務委託（製本及び電子データ）
- ・令和 4 年度 [第 34-D8119-01 号] 県管理道路全線静岡県橋梁関連システム改良業務委託（製本及び電子データ）
- ・その他、本業務の実施にあたり必要と認められる資料

#### 5 成果品

報告書と調査結果等の電子データを格納したCD：1部、紙：1部。

#### 6 その他

業務にあたり疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議し、指示を受けるものとする。